

基本目標	施策番号	施策・事業	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H28.3.31時点)	自己評価	次期計画への反映 (継続・見直し・廃止)	今後の取り組み	担当課
基本目標1 ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり									
1. ふれあいの笑顔が生まれる地域									
(1)	ふれあい交流の促進	地域ふれあいサロン事業	公共施設を活用した居場所づくりの場として、設置を推進する。	高齢者を対象に地域のボランティアによる生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりなどの場として市内13か所にサロンを開催している。 なお、平成28年度当初には新たな2か所のサロンを開催する予定となっている。	B	継続	サロンの事業として介護予防活動を推進していきます。「しもつけ元気はつらつ体操」を推奨し、いつまでも元気な高齢者を増やしていくことを目指します。	高齢福祉課	
				生涯学習の中核施設となるよう各種講座を展開し、自主サークル活動等の助言・支援を行い、地域住民が主体となって取り組む学習活動を推進する。	平成27年度は4公民館で計59講座を開催し、受講者数は述べ6,669名であった。また、2月に各公民館まつりを開催した。 今後も、市民のニーズに即した学習機会を提供するとともに、学習を通じて市民の交流を更に深めていくことが課題である。	B	継続	各地区の活性化やコミュニティの構築を図る上でも重要な施設であることから、多様な学習を通じて交流を深めていくための仕組みづくりに取り組んでいく。	生涯学習文化課
				生涯学習ボランティアや市民活動団体に対し、活動場所を提供し、情報提供や助言・活動支援をすることで、地域住民の自主的な社会参画を促進する。	今年度は、傾聴ボランティア養成講座(社会福祉協議会共催)、花と緑のボランティア養成講座を開催した。 また、ボランティア団体との協働で、ワード・エクセル講座を開催した。 今後も多様な団体との協働を進めていく必要がある。	B	継続	今後も利用団体やボランティアバンク登録者と協働事業の開催を積極的に進めていく。	生涯学習文化課
				ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の管理運営	3館経営改善計画を作成し、効率的な福祉センター管理運営に努めてきた。また、同時に利用しやすい施設を目指し、平成27年度からふれあい館を指定管理者に委託し、民間経営のノウハウを活かした管理運営を取り入れている。 その一方で、ハード面では施設の老朽化が顕著に見られ、莫大な予算を投入しての更新工事や修繕工事の実施が見込まれる。	B	継続	きらら館は、平成28年度に大規模改修工事を実施し、平成29年度から指定管理委託により、管理運営を実施予定である。 ゆうゆう館は、平成29年度に大規模改修を実施し、平成30年度から指定管理委託により、管理運営を実施予定である。 ふれあい館は、指定管理委託をしながら、計画的な更新工事や修繕工事を実施する予定である。	社会福祉課
2. 助け合い、支え合う信頼の絆が育まれる地域									
(1)	地域を支え、育むコミュニティづくり	コミュニティ推進協議会の支援	各地区コミュニティ推進協議会への補助及び、各種イベント開催への補助の実施をするなど、各地区のコミュニティ活動の推進を図る。	平成27年5月に薬師寺地域コミュニティ推進協議会が新設され、市内コミュニティ推進協議会が11団体となった。全団体へ補助金を支払うほか、各事業においてのサポートも適宜行うことができた。 課題として、役員が高齢化しているため、若い世代がコミュニティ活動に参加できるような体制が必要である。	B	継続	引き続き各団体へ補助金の交付及び活動の推進を図るための支援をし、また、昨年より活動を開始した薬師寺地域コミュニティ推進協議会の運営が円滑に進むよう事務局がサポートをする。	市民協働推進課	
		自治会公民館建設費補助	修繕改修工事への補助を行うなど、地域住民の連帯意識の向上と近隣社会の形成を図る。	平成27年度においては新築1件、改修4件の補助を行った。これにより、今後該当自治会での活動がさらに活性化することが期待される。 149自治会のうち、公民館所有は87。所有率58.4%	C	継続	平成28年度分として1件の申請、そして改修の相談が1件来ているため、関係自治会公民館の補助を適宜行っていく。また4月の総会において、公民館建設費補助の概要を説明し、制度の周知を図る。	市民協働推進課	
		下野市見守りネットワーク	65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯、高齢者のみ世帯を対象に、普段からの見守りや災害時等において支援及び安否確認がスムーズに行えるよう、高齢者見守り協力事業所等の協力により高齢者見守りネットワーク事業の推進を図る。	宇都宮農協、小山農協、とちぎコープ生協、よつ葉生協、日本郵便株式会社(市内6郵便局)の事業所と協定を結ぶことができ、ネットワークの拡充ができた。	B	継続	引き続き、地域の見守り協定事業所を増やし、市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、地域関係者等が情報を共有し連携を密にし、ネットワークの拡大を図る。	高齢福祉課	

基本目標	施策番号	施策・事業	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H28.3.31時点)	自己評価	次期計画への反映 (継続・見直し・廃止)	今後の取り組み	担当課
基本目標2 安全・安心な暮らしやすいまちづくり									
1. いつまでもいきいきと生活できるまち									
(1)	生きがいづくり	シルバー人材センター管理運営支援	高齢者が就労を通じた社会奉仕活動を行うことで、生きがいの充実や社会参加の機会づくり等の活動支援を図る。	高齢者の就業機会を確保、提供し、地域社会の活性化に貢献している。	B	継続	就業機会を提供するため、シルバー人材センターへの新規会員の入会促進、新規就業事業所の開拓を支援する。	高齢福祉課	
		老人クラブ活動の支援	在宅で引きこもりがちな高齢者が地域で楽しく活動ができるよう、老人クラブ連合会等の育成を図る。	ライフスタイルの変化に伴い、単位クラブの休会やクラブ加入者数も減少しており、活動も縮小傾向にある。クラブ員の加入については、敬老会や広報紙等において、老人クラブの紹介をしている。	C	継続	老人クラブの活発な活動を支援する。また、新規の老人クラブの設立、新規入会会員増員についても支援する。	高齢福祉課	
(2)	健康づくり	スポーツを楽しむ機会の提供	市民体育祭やスポーツフェスティバル、各種スポーツ教室等を開催し、子どもから高齢者・障がい者までがふれあい、スポーツを楽しむ機会を提供し、市民の健康増進と地域コミュニティの醸成を図る。	1回目の反省点を踏まえ、平成27年度に2回目の「下野市障がい者スポーツ交流会」を開催した。参加募集方法、種目内容、団体との連携等スムーズに行えた。また、平成27年度より毎月1回、高齢者を対象としたシニアスポーツ塾を開催した。	B	継続	子ども、高齢者、障がいのある人も、気軽に参加できるように、地域住民、福祉団体、関係機関との連携や指導者の育成を図りながら、引き続きスポーツを楽しむ機会が提供できるよう取り組んでいきたい。	スポーツ振興課	
		健康づくり、健康診査、がん検診の推進	市民の健康づくりを推進するため、各種健康教室、健康相談を開催する。各種検診においては、病気の早期発見・治療のため、受診しやすい環境づくりに努めます。	適正な食事や運動不足の解消など、生活習慣病の予防に重点をおいた健康教室や健康教育等を実施している。また、疾病の早期発見・早期治療のため、各種がん検診を実施しており、平成24年度から子宮頸がんHPV併用検診、平成25年度からは胃ハイリスク検診、平成27年度からは一部の方を対象に胃内視鏡検査を新たに導入し、がん検診の受診促進を図っている。また、無料託児つき集団検診やインターネットからの集団検診申込受付を開始し、受診しやすい環境づくりに努めた。	B	継続	生活習慣病を予防するには40歳以前からの取り組みが必要であるため、その年代の啓発を重点的に行っていく。また、各種健康教室等を継続して実施する。なお、がん検診については無料託児つき集団検診日の増加やインターネットによる申し込みの周知等更に受診しやすい環境づくりに努める。	健康増進課	
2. 人にやさしい思いやりのあるまち									
(1)	バリアフリーの推進	自治医大駅バリアフリー整備事業	交通バリアフリー計画に基づき、自治医大駅の東・西口にエレベーターを整備するとともに、周辺道路のバリアフリー化を図る。	自治医大駅東・西口のエレベーター設置については完了。平成27年度においては、新庁舎の開庁に合せ、西口～国道4号までのバリアフリー工事を実施した。東口については平成28年度から着手予定だが、県施工部の調整が課題。	B	継続	平成28年度から、県道部の管理者である栃木県との調整を図りながら、東口のバリアフリー化に着手する。	建設課 都市計画課	

基本目標	施策番号	施策・事業	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H28.3.31時点)	自己評価	次期計画への反映 (継続・見直し・廃止)	今後の取り組み	担当課
3. 心やすまる生活環境のあるまち									
	(1)	生活環境の充実	廃棄物監視員の設置	不法投棄を未然に防ぐことにより住みよい生活環境を確保するため、廃棄物監視員を設置し、市内を巡回監視する。	11名の監視員を委嘱し、月8日市内をパトロールしている。また、道路等に廃棄された不法投棄物を回収し環境美化に努めている。	B	継続	引き続き監視員によるパトロール並びに不法投棄物の回収を行い環境美化に努める	環境課
	(2)	防犯・防災体制の充実	自主防災組織の育成強化	自治会に「下野市自主防災組織の手引き」を配布するとともに、防災資機材の整備及び防災活動に対する経費の一部を補助する。	現在、8組織19自治会で組織化され防災訓練等を行い活動している。 組織化に至っていない地域について、自治会長会議や各種会議の中で設立推進の説明を行っており、徐々に組織化に向けた気運が高まっている。	B	継続	組織化の推進を図るために、資機材の整備や活動費に対して、引き続き助成を行います。また防災関係機関と連携し、各組織の研修や訓練等を支援し、組織の充実、強化を図ります。	安全安心課
災害時要援護者の支援体制整備			「下野市災害時等要援護者対応マニュアル」に基づき、要援護者台帳や避難支援プランの整備・更新を進めるとともに、支援者や自主防災組織等との連携に努める。	対象者の範囲が広く、本当に災害時に支援が必要な方の台帳を作成する必要がある。	B	継続	要支援者台帳の整理、更新や台帳作成システムの検討をはかり、精度の高い台帳作成に取り組みます。また、地域包括支援センター、民生委員、自主防災組織等と連携をはかり災害時に備えます。	高齢福祉課 社会福祉課	
安否確認システム貸与事業			概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に、安心した生活の確保及び精神的不安の解消のため、機器の貸与を実施する。	現在、約80名のひとり暮らし高齢者などが利用しており、安心した生活環境の手助けとなっている。	B	継続	引き続き、委託業者や地域包括支援センターと連絡を密にし、一人暮らし高齢者の安心した生活の確保に努めます。	高齢福祉課	
防犯灯の整備			安心・安全なまちづくりを推進するために、防犯灯の設置及び維持管理に努めます。	自治会長の協力を得て新規設置の要望をまとめ、平成27年度末までに、約450基の防犯灯を設置した。平成27年度末までの防犯灯の総数は約3,500基となっており、年々電気代、修繕費等の維持管理経費が増加している。平成27年度から、民間業者が行うLED化事業(エスコ事業)を導入し、3,300灯の蛍光灯をLED化し維持管理経費の削減を図っている。	B	継続	民間業者が行うLED化事業(エスコ事業)により、10年間の維持管理を行い、経費の削減を図ります。また、今後新たに設置する防犯灯についても引き続きLED灯で整備します。	安全安心課	
交通指導員の配置			交通指導員26名を小学校の通学路を中心に配置し、児童・園児・歩行者の通行の安全を確保します。	平成26年度から、国分寺、南河内地区に各1名を増員し、28名の交通指導員が安全指導を行っている。また交通安全運動等において啓発活動を行い、自動車運転手に対し交通ルールの徹底を図っている。	B	継続	引き続き、交通指導員による安全指導を進めます。	安全安心課	
スクールガードへの支援			スクールガードリーダーを設置し、スクールガードボランティア保険の加入を実施する。各学校で募集するスクールガードボランティアに対し、防犯ベストの配布による支援をする。	防犯ベストや赤色誘導灯の配付を随時行い、学校におけるスクールガード事業を支援した。	B	継続	全地区にスクールガードリーダーを設置するように努める。スクールガードボランティア保険の全校加入を実施する。	教育総務課	

基本目標	施策番号	施策・事業	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H28.3.31時点)	自己評価	次期計画への反映 (継続・見直し・廃止)	今後の取り組み	担当課
4. 福祉サービスが充実しているまち									
	(1)	福祉サービスの充実 ※追加事業	福祉タクシー (福祉タクシー事業の委託)	身体・精神障がい者(1・2級)及び療育手帳所持者へ電車バスなどの交通機関を利用することが困難である場合の利便性を確保するため、タクシー券を交付し、初乗り運賃分を助成する。	障がい者の方の必要な交通手段を確保し利便性向上のため、平成28年度からタクシー券の交付枚数を月3枚から月4枚へ増加した。	B	継続	障がい者の方の必要な交通手段を確保するための福祉タクシー事業を継続して実施します。また、新庁舎開庁に伴う障がい者の方や高齢者などのデマンドバス利用傾向を把握し、安全安心課と共有を図りながら今後の市交通施策の在り方を検討します。	社会福祉課
	(2)	保健・医療・福祉の連携体制の強化 ※追加事業	地域医療の体制強化	市民が安心して適切な医療が受けられるよう整備を図ります。特に医療資源を有効に活用するため、救急医療制度を市民へ周知するとともに、身近な医療機関に「かかりつけ医」をつくる働きかけを行う。	小山広域保健衛生組合が実施主体となり、小山市・上三川町・野木町と連携を図り、休日や夜間の救急医療体制を整備している。比較的軽症な患者の多くが二次・三次救急医療機関を受診しており、真に救急医療を必要とする重症・重篤患者の対応に支障を来すおそれがある。下野市としては、かかりつけ医の重要性、医療機能の役割分担と医療連携の仕組みなどについて、チラシを作成し市民に配布した。また、チラシを基に保育園に出向き保護者の方に説明するとともに市民を対象に救急医療に関する市の現状説明と講演会を開催し、周知・啓発に努めた。	B	継続	今後の協議にあたっては、まずは小山救急医療圏内の地域医療の在り方など総合的な視野から検討を進めていくことが重要であり、下野地区への夜間休日急患診療所の設置についても、地域医療の在り方を検討する一環として協議していく。また、かかりつけ医の重要性、医療機能の役割分担と医療連携の仕組みなどについて、更なる周知・啓発に努めていく。	健康増進課
	(3)	相談・情報提供体制の充実	地域包括支援センターの運営	市内3か所(みなみかわち、いしばし、こくぶんじ)に設置している。高齢者がいつまでも元気で、より快適に、安心して生活できるよう、総合的な相談や介護予防を推進している。また、センター職員の専門性を活かし、地域と相互の連携・協働を図り支援する。	平成27年4月に直営の地域包括支援センターみなみかわちに基幹型センターを設置し、3か所の地域包括支援センターの連携、後方支援や人材育成を行った。まだ、地域包括支援センター間での対応方法に違いがみられることがある。	B	継続	地域包括支援センターは、介護・認知症・その他、高齢者の生活に関する身近な相談窓口であるため、3か所の地域包括支援センターが同じ支援ができるよう努めます。また、居宅介護支援所の介護支援専門員と連携を図りながら、後方支援も継続実施します。平成29年度には、直営地域包括支援センターみなみかわちを委託方式にするため、平成28年度には公募を行う予定である。	高齢福祉課
			地域情報化の推進	地域情報化計画に基づき、情報化推進基盤を整備するとともに、情報化による市民サービスの向上や安全・安心なまちづくり、行政事務の高度化・効率化及び地域の一体感の醸成と活力あるまちづくりに取り組む。	市内全域に光ファイバ網を整備し、希望すれば誰でも高速インターネットを利用できるようになっている。 市ホームページでは行政情報(広報紙・声の広報を含む)や安全・安心情報(河川のライブカメラ映像)を発信している。 その他、下野インフォメーション(メール配信サービス)、かんたん申請・申込システム(厳格な個人認証を必要としないインターネットによる行政手続き)、コンビニエンスストアにおける住民票・印鑑登録証明書の交付など、ICT(情報化技術)を活用した様々な市民サービスを展開している。	B	見直し	新庁舎移行後にホームページシステムの見直しを実施するため、その際に国が定めるWebアクセシビリティ基準に準拠し、かつ、スマートフォン対応が可能なものにする。 第二次地域情報化計画は平成27年度で終了したが、計画に基づいて整備したシステムを引き続き多くの市民に利活用してもらえよう、周知や働きかけを行う。	総合政策課
			障がい者相談支援センターの運営	障がいのある人のご家族、または障がいのある人の生活を支援している方々にとっての地域の相談窓口となる。また、障がいのある人が地域で安心して、その人らしい生活ができるよう、各関係機関と連携を図り支援する。	平成28年度より障がい児・者及びその家族からの相談業務の充実を図るため、委託相談支援専門員を2名体制に増加した。	B	継続	障がい児・者及びその家族からの相談業務に重点を置いた支援を実施します。また、引き続き障がい福祉サービス利用援助、市内相談支援事業所との連携・育成、関係機関との調整等を行いながら、市内の施設相談支援専門員の充実を図ります。	社会福祉課

基本目標	施策番号	施策・事業	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H28.3.31時点)	自己評価	次期計画への反映 (継続・見直し・廃止)	今後の取り組み	担当課
基本目標3 地域福祉を推進するためのしくみづくり									
1. 支援の手が広がるしくみ									
	(1)	福祉・人権教育の推進	人権擁護委員の設置と支援	人権擁護委員による小・中学校での人権教育の普及や、市開催の定期的な相談業務を行うことにより、人権意識の普及啓発を図る。	9名の人権擁護委員と連携・協力し、人権啓発活動を実施しています。毎年6月及び12月には小・中学校を訪問、「人権の花運動」として花苗の贈呈、また人権講話などを行っています。また、心配ごと相談として、毎月第1週～第3週にかけて週3回の相談業務を実施しています。	C	継続	学齢期における人権教育は重要であり、訪問の時期や啓発の内容等について、学校側とより緊密に調整・連携しながら、事業を推進していきます。また、相談業務について現在、各地区3箇所において実施しているところですが、より効果的に実施できるよう、場所・周知方法等を検討していきます。	市民協働推進課
	(2)	広報・啓発活動 ※追加事業	広報紙、ホームページを活用した情報提供	市民の地域福祉事業に対する理解・参加を得るため、広報・啓発活動を充実させる。	広報紙、ホームページの充実により、地域福祉事業への理解を得るために充実したPRに努めてきたが、情報を発信しても市民の理解を得ている実感はなく、高齢化社会を迎えた社会状況等の変化から、高齢者への情報発信方法と若年者への啓発が課題となる。	C	継続	引き続き情報発信に努めていくが、更に地域住民が集まるイベントや催事でPRしていく。	健康福祉部 社会福祉協議会
2. 地域をいきいきさせる担い手を育てるしくみ									
	(1)	地域リーダーの育成	セカンドステージ支援事業	団塊の世代を含むセカンドライフを迎えた世代を対象とした講座を開催し、市民参画によるまちづくりのための人材を育成する。	平成23年度より、地域デビューのための「セカンドステージ支援講座」を各公民館で実施してきた。平成27年度からは、まちづくりの人材育成をさらに促進するため「まちづくりの市民力養成講座」を各公民館で実施している。	B	継続	平成27年度から事業名を「生涯学習による協同のまちづくり支援事業」と変更した。平成28年度から「まちづくり市民力養成講座」については、市民がより参加しやすいように、名称を「まちづくり入門講座」に変更している。	生涯学習文化課
			しもつけまちづくり市民大学	市民の地域づくりへの参画及びまちづくりの人材育成を促進するために、まちづくりについての学習支援を行う。	平成23年度から生涯学習課や各公民館等の開催する特定の講座・講演会受講者に対する単位認定制度として「しもつけまちづくり市民大学」を実施してきた。事業をさらに発展させるために、平成26年度に事業内容の見直しを行い、平成27年度から「まちづくり市民力養成講座」と事業の統合を行った。	B	継続	今後は「まちづくり入門講座」としてさらに内容を充実していく。	生涯学習文化課
	(2)	ボランティアとボランティアコーディネーター機能の強化	ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成	ボランティア入門講座や団体活動支援講座等を実施し、地域活動に関われるボランティアやボランティアコーディネーターを育成する。	市内の小中学校を中心に、13件のボランティアコーディネートを実施した。今後は、活動できるボランティア数の増加が課題となる。 【平成27年度のボランティアバンク登録状況】 学校支援ボランティア 登録者数(個人372名 団体5団体 事業所40社) 生涯学習ボランティアバンク 登録者数(個人80名 団体25団体)	B	継続	コーディネートの依頼者とボランティアの双方のニーズに合ったコーディネートができるよう、マニュアルの整備などを進めていく。	生涯学習情報センター
3. 地域福祉を推進するしくみ									
	(1)	連携・協力体制の強化 ※追加事業	関係機関との連携による地域福祉の向上	地域福祉計画を推進するため、各種関係団体の機能を活かした協働のネットワークを形成し、地域福祉計画の向上に取り組む。	地域福祉計画に基づき、市と民児協、市と社協、社協と各種団体など、それぞれに関係するネットワークが形成されているが、これら全体がひとつのネットワークを形成しているとは言い難い。	C	継続	課題であるひとつのネットワーク形成を図るため、まずは、次期地域福祉計画策定の中で、地域福祉活動計画を同時に策定し、より充実した内容で地域福祉の推進に努めていく。	健康福祉部 社会福祉協議会
	(2)	多様な活動主体の周知・PR ※追加事業	ふくしフェスタの開催	市内における地域福祉活動の一層の推進を図るため、ふくしフェスタを通して地域活動主体の周知・PRを図る。	多くの来場者に恵まれ福祉団体や各課が参加し、広く市民に福祉について理解や関心を高めることができた。常に最新の福祉情報を提供し地域福祉の推進に努める必要がある。	B	継続	ゆうゆう館を拠点とし、更なる地域福祉の推進に努めていく。ボランティア活動や地域福祉に対する市民の関心や理解を高めるふれあいの場として、ふくしフェスタを開催していく。	社会福祉協議会